⑸　業務提案書及び見積書の提出期間、提出場所及び提出方法　業務提案書及び見積書の提出要請を受けた者のみ、提出できるものとする。

①　提出期間

業務提案書：平成29年７月31日（月）から平成29年８月14日（月）までの毎日、午前10時から午後３時まで（正午から午後１時までの時間を除く。）。

見積書：平成29年７月31日（月）から平成29年８月22日（火）までの毎日、午前10時から午後３時まで（正午から午後１時までの時間を除く。）。

※見積書の郵送については、平成29年８月21日（月）必着とする

②　提出場所：上記⑴に同じ。

③　提出方法：業務提案書については、持参による。見積書については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

⑹　見積書開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。

5　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書の作成要否　要

⑶　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑷　支払方法　原則として完納払

⑸　業務提案書のヒアリングを行う。

⑹　詳細は業務提案書作成要領による。

6　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 73

⑵　Subject matter of the contract : Publicity for Projects of Tokyo Area

⑶　Time-limit to express interests : 3 : 00 p.m. July 18, 2017

⑷　Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 p.m. August 14, 2017

⑸　Time-limit for the submission of cost estimates : 3 : 00 p.m. August 22, 2017

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for the notice : Project General Affairs and Accounting Division, Project Department of West Tokyo Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―6―3 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141―0032 TEL 03―5434―7835

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成29年度鈴鹿川横断工作物改築検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 29 年６月 23 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　24

1　業務概要

⑴　業務名　平成29年度　鈴鹿川横断工作物改築検討業務

⑵　業務内容　本業務は、鈴鹿川の支川合流を考慮した河川横断工作物（鈴鹿川第一頭首工・第二頭首工）の改築（統合化）に向けた過年度に検討された基本諸元を基にして、河道模型実験を使用して流況把握等を行い、河道計画検討ならびに頭首工の予備設計を行うとともに、頭首工から取水受益地までの配水路（パイプライン）計画について検討を行うものである。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成31年２月28日まで

2　申請の時期

平成29年６月26日から平成29年８月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp

「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「測量・建設コンサルタント等業務」―「契約関係様式集」の順で検索のこと。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る参加表明書（様式―１～７の写し）を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（※注１）により提出すること。

提出先：〒460―8514 名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課　電話052―953―8138

※注１　「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は２者を限度とする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑤　当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他技術的サービス（建設工事を除く））」（平成29年６月23日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局三重河川国道事務所長）３及び説明書３に示された条件を満たしている者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

②　業務の分担構成が細分化され過ぎていないこと及び一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る選定通知の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「平成29年度鈴鹿川横断工作物改築検討業務××・△△設計共同体」とする。